

平成28年第1回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成28年第1回教育委員会定例会議事日程

平成28年1月25日（月）

午後1時30分 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第1号

平成27年度多賀城市教育功績者等表彰
（追加）について

議案第1号

平成28年度多賀城市教育基本方針及び教育
重点目標について

議案第2号

多賀城市立図書館運営審議会条例に対する意
見について

議案第3号

多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保
護条例に係る処分又は不作為について審査庁
を市長に一元化することに対する意見につい
て

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成27年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

☆教育総務課関係

1月4日、定期昇給者に係る辞令交付を行いました。教育委員会の職員は56名中49名が定期昇給しております。

☆学校教育課関係

市立小中学校は、昨年12月23日から16日間の冬休みを終え、1月8日の始業式から3学期に入っております。

冬休み中の12月24日、25日、28日の3日間には、今年度で4回目となった「多賀城スコール（ウィンタースクール）」を、高崎中学校及び東北学院大学多賀城キャンパスで開催し、小学生のべ138人、中学生のべ74人の参加がありました。

小・中学校のインフルエンザについては、現時点で学年閉鎖や学級閉鎖の報告はありませんが、各学校から少人数ながら罹患者発生が報告が入っておりますので、引き続きうがいや手洗いの励行指導の徹底等、感染の未然防止に努めて参ります。

☆生涯学習課関係

12月23日、「こどもまつり」を文化センターで開催しました。当日は、昔遊びや御当地ヒーローとのふれあいを楽しむコーナー、おもちゃを交換するかえっこバザール、東北大学の川島隆太教授による子育て講演会などに1,810名の来場者がありました。

同日、「クリスマスコンサート」を山王地区公民館において開催し、山王小学校ほなみ合唱団、第二中学校吹奏楽部、多賀城吹奏楽団の合唱、演奏のほか、第二中学校美術部のクリスマスにちなんだ作品展示を行い、約150名の来場者がありました。

12月25日、「本年度第5回目の子ども映画会」を市民会館で開催し、「3丁目物語～冬～」などを41名が鑑賞しました。

12月25日と1月6日、「子ども広場」を大代地区公民館で実施し、体育室、視聴覚室を使った遊びと学習を行い、31名の参加がありました。

1月9日、恒例の「10,000人寒げいこ」が総合体育館で行われ、17団体の273名が参加しました。

1月10日、「平成28年成人式」を文化センターで開催しました。対象者は、平成7年4月2日から平成8年4月1日に生まれた690名（男：393名・女：297名）で、市外居住の新成人を含む465名が出席しました。式典は準備段階から市内中学校の卒業生9名で組織する実行委員会が企画運営し、中学校時代の思い出の映像や恩師のスピーチ、新成人代表の意見発表が行われました。

1月13日、「多賀城市青少年健全育成市民会議理事会」を開催し、平成27年度青少年善行表彰者の選考や少年の主張全国大会の報告などを行いました。

1月20日、「図書館協議会」、「社会教育委員会議」を開催し、多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について報告しました。

1月23日、「スポーツと食育に関する講演会」を中央公民館で開催しました。宮城県出身の元オリンピック陸上選手高橋千恵美さんを講師に、スポーツを楽しく続けていくための食事や栄養について約90名が学びました。

☆文化財課関係

1月14日、「第6回多賀城跡連絡協議会」を市役所で開催し、文化財課長等が出席しました。2月8日に予定している「第7回多賀城南門等復元整備検討委員会議」等について協議が行われました。

1月18日、「第3回名勝おくのほそ道の風景地『壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山』保存活用計画策定委員会議」を市役所で開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席いたしました。3月の保存活用計画策定に向け、全項目について確認・協議が行われました。

1月20日と21日の両日、城南小学校6年生による「歴史的食文化体験学習」の締めくくりとして、蕎麦の調理実習を行いました。6年生全員が、クラスごとに石臼で蕎麦の実を挽く体験を行った後、蕎麦団子汁を作り、味わいました。

平成28年1月25日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

臨時代理事務報告第1号

平成27年度多賀城市教育功績者表彰（追加）について

このことについて、平成28年1月15日臨時代理により別紙のとおり決定したので報告する。

平成28年1月25日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

平成27年度多賀城市教育功績者等表彰者（追加）内訳

4ページから7ページ

追加

生徒	1名
	1団体

全体

学校教育振興	3名
社会教育振興	6名
児童・生徒	14名
	5団体

議案第1号

平成28年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標
について

このことについて、別紙のとおり定める。

平成28年1月25日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

多賀城市教育基本方針

教育基本法の精神に基づき、

ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。あわせて、市民が「未来を育むまち史都多賀城」の歴史・文化を継承し豊かな心を育むまちの実現のために活動できる環境整備に努める。

平成28年度教育重点目標

1 学校教育の充実

ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、基礎的・基本的な幅広い知識と教養を身に付け、社会の変化に主体的に対応できる能力及び思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」の定着と個性を伸ばす教育の充実を図る。

また、国際的視野をもち、生涯にわたり自ら学ぶ意欲と態度、郷土愛と豊かな人間関係を培う教育の推進を図るとともに、教職員の英知と創意を生かし、地域社会に開かれた特色ある学校づくりと子どもたちの「生きる力」をはぐくむ学校教育の実現に努め、「多賀城を知り多賀城を語る児童生徒」の育成に努める。

なお、東日本大震災は、児童生徒及び教職員の心身、地域・家庭を取り巻く環境や教育活動に、今もなお大きな影響を与えていることから、児童生徒等の心のケアを充実させるとともに、円滑な学校運営の支援に努める。

このため、次の施策を行う。

(1) 「確かな学力」をはぐくむ教育の施策

(基礎的・基本的な知識・技能の定着、関心・意欲の向上、自ら学び、考える力の育成)

- 教職員の授業力の向上
- 個に応じた学習指導の推進
- 体験的な活動の支援
- 家庭学習の啓発支援

(2) 「豊かな心」をはぐくむ心の教育の施策

(自己肯定感・自尊心、思いやる心、協働する力、生命尊重、感動する心、正義感、公正を重んじる心の育成)

- 自己肯定感や自尊心を高める道徳教育の推進
- 「語りかけて励まし、認めて育てる」、心のかよいあう生徒指導の推進

- 1人ひとりが生き生きと活躍できる、いじめのない集団づくりの推進
- 体験活動の充実
- とともに学び、ともに育つ特別支援教育の推進
- (3) 「健やかな体」を育てる健康教育推進の施策
(健康的な生活習慣の形成、学校保健教育の充実)
 - 児童生徒等健康診断の実施、学校保健会活動の支援
 - 学校給食に係るハード、ソフト両面の安全確保の堅持、給食センターと学校が連携した食育の推進
 - 震災による心への影響の実態把握と適切なケアの推進
- (4) 地域に開かれた、特色ある多賀城らしい教育推進の施策
(歴史・文化を尊重し、郷土を愛する心と時代の変化に対応する力の育成、家庭や地域等との協働)
 - 多賀城を知り多賀城を語れる児童生徒の育成
 - 多賀城らしい理科教育の推進
 - 多賀城らしい国際理解教育の充実
 - 保護者、地域の信頼に応える学校づくり
- (5) 安全でうるおいのある学校教育環境づくり推進の施策
 - 学校施設の計画的な整備
 - 安全で安心して学ぶことのできる教育施設の整備
 - 防犯・防災教育・安全教育の推進
 - 主体的な学びに対応できる学校図書館、パソコンルームの充実と活用
 - より良い環境を創造する態度を育てる環境教育の推進

2 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもたちが生き生きと安全に暮らしていくためには、学校・地域・家庭が手を取り合い、協力しながらともに良い教育環境を作っていくことが必要である。学校支援地域本部事業や放課後子ども教室推進事業により協働教育の取組が進行し、平成27年度までに市内すべての小中学校で事業が実施されている。この取組の充実・発展を図る。

このため、次の施策を行う。

- (1) 学校・地域が連携した子どもたちの育成
 - 学校支援地域本部事業の推進
 - 地域教育協議会の開催
 - 地域コーディネーター、学校支援ボランティアの育成
 - 広報啓発活動
- (2) 放課後等の安全・安心な居場所づくり
 - 放課後子ども教室の開設
 - スタッフの育成・支援
- (3) 家庭教育力の向上
 - 基本的な生活習慣の実践
 - 家庭教育事業の実施
- (4) 青少年の健全育成

- ジュニアリーダーとインリーダーの支援育成
- 巡回指導の実施

3 生涯学習の推進

急速な技術革新の進展や膨大な情報により社会環境が変化する中において、賢く、楽しく、生きがいを持って生きていくためには、一生を通じて学び続ける必要があり、学ぶことによって「生活の質」を高めることができる。そこに生涯学習の意義がある。

生涯学習の拠点となる公民館や図書館、体育館などの社会教育施設については、市民が学びを通じて交流する場として相応しい施設整備を図り、多様な学習メニューを用意するほか、利用者が自らの課題を解決する学びを支援する。

特に、文化交流拠点のうち、知の拠点を担う新市立図書館にあつては指定管理者制度による新展開を開始し、芸術文化の拠点を担う文化センターにあつては同制度による第2期として深化を目指すなど、民間のノウハウを活かし、更なる「学び」や「芸術文化」の充実を図る。

このため、次の施策を行う。

(1) 学習機会の充実

- 市民のライフステージに対応した生涯学習・社会教育事業の実施
- 今日的な社会課題や生活課題に対応した生涯学習・社会教育事業の実施

(2) 市民創造型生涯学習の推進

- 自主的・自律的な市民団体・サークルの育成支援
- 市民団体等による事業の支援

(3) 芸術文化の振興

- 市民の教養と豊かな情操を培うための芸術鑑賞機会の提供
- 市民自らが取り組む芸術文化活動の支援

(4) 生涯学習施設の運営

- 施設・設備の充実
- 利用者サービスの充実とマナーの向上
- 大代地区コミュニティ推進協議会事業計画に基づいた事業

(5) 文化交流拠点中核施設の運営

- 東北随一の文化交流拠点施設としての市立図書館の運営
- 施設設備の充実と学習・交流機会の提供

4 スポーツの振興

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るためスポーツ活動を推進し、多種目・多世代・多目的でつくる市民スポーツ社会を実現する。

スポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流を促進し、活気あふれる元気なまちづくりを目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) スポーツ機会の充実

- 総合型地域スポーツクラブの理念に基づくスポーツレクリエーション活動の振興
- 市民が参画し主体となるスポーツ推進体制の充実
- 教室講座、事業の充実
- 見るスポーツ、サポート活動の振興

(2) 社会体育施設等の施設環境の充実

- 施設・設備の充実
- 地域に根ざしたきめ細かなスポーツサービスの充実
- スポーツ団体の支援

5 文化財の保存と活用

文化財を適正に保存・活用することは、市民の歴史文化に対する意識の向上に繋がり、ひいては本市の個性豊かな魅力あるまちづくりに大きく寄与するものである。

よって、東日本大震災からの復興に向けて、歴史、文化を活かしたまちづくりを推進するため、郷土の貴重な遺産である文化財を保護・継承し、関係部署等との連携のもと、その活用を図る。また、震災復興のシンボルともなる特別史跡多賀城跡復元整備事業への取組みを進める。

このため、次の施策を行う。

(1) 特別史跡の公有化及び史跡地内の景観保全

- 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に基づく公有化の促進
- 地域等との連携による史跡地内の景観保全

(2) 特別史跡多賀城跡復元整備事業の推進

- 多賀城南門等復元整備検討委員会議の開催

(3) 文化財保護意識の普及啓発

- 特別史跡指定50周年を記念した展示会等の開催
- 市民と一体となった文化財保護意識の普及啓発

(4) 文化財調査の実施と保存活用の推進

- 埋蔵文化財の調査、保存、活用
- 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」の保存、活用
- 歴史遺産（民俗資料・古文書等）の調査、保全

(5) 埋蔵文化財調査センター体験館（多賀城史遊館）の管理運営

- 収蔵資料を活用した体験学習の充実と展示公開

議案第 2 号

多賀城市立図書館運営審議会条例に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨申し出る。

平成 28 年 1 月 25 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

多賀城市立図書館運営審議会条例について

多賀城市立図書館運営審議会条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月9日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

多賀城市立図書館運営審議会条例

(設置)

第1条 多賀城市立図書館（以下「図書館」という。）の円滑な運営を図るため、多賀城市立図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、図書館の運営に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育に関係する者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議は、会長がその議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例（平成26年多賀城市条例第18号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の多賀城市立図書館条例（昭和53年多賀城市条例第10号）第10条第2項の規定により任命された多賀城市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、

その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(多賀城市立図書館条例の一部改正)

3 多賀城市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第16条」及び「並びに図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期」を削る。

第10条を削る。

第11条中「及び協議会の運営」を削り、同条を第10条とする。

多賀城市立図書館運営審議会条例について

1 多賀城市立図書館運営審議会条例制定の趣旨

図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第14条の規定に基づく図書館協議会（以下「協議会」という。）は、図書館長の諮問機関として位置付けられており、運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べることを所掌事務としている。

再開発ビルA棟に移転することとなっている市立図書館は、併設される商業施設との相乗効果や指定管理者の導入などによって、利用者の学習意欲の促進やにぎわいの創出などが期待されているところである。

しかしながら、市立図書館の移転後における協議会は、指定管理者の任命した館長の諮問機関としての位置付けとなり、依然として教育委員会の附属機関ではあるものの、実質的に直接的な諮問機関としての位置付けではなくなることとなる。

指定管理者制度の導入後は指定管理者を通しての図書館運営となるが、教育委員会が主体性と責任を持って文化交流拠点の核となる「知の拠点」としての新市立図書館を円滑に運営していくためには、教育委員会の諮問機関としての多様な知見等を持つ第三者機関の活用が欠かせないものと思料されることから、新たに多賀城市立図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置するものである。

2 多賀城市立図書館審議会条例制定に伴う多賀城市立図書館条例の一部改正

協議会の機能は審議会に包含されるところとなるため、協議会は廃止することとし、審議会条例の制定に併せ図書館条例の一部を改正する。

3 多賀城市立図書館運営審議会条例に定める内容

新たに設置する審議会の設置及び運営等について必要な事項を定めるもの

(1) 設置（第1条関係）

多賀城市立図書館の円滑な運営を図るため、多賀城市立図書館運営審議会を置く。

(2) 所掌事務（第2条関係）

ア 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、図書館の運営全般に関し調査審議する。

イ 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(3) 組織（第3条関係）

ア 審議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行っている者、学識経験のある者及び教育委員会が必要と認める者10名以内で組織し、教育委員会が委嘱する。

イ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

また、委員は、再任されることができる。

(4) 会長及び副会長（第4条関係）

審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。会長は、会務を総理し、審議会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(5) 会議（第5条関係）

ア 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

イ 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

ウ 審議会の会議は、会長がその議長となる。

エ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(6) 委任（第6条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(7) 施行期日（附則第1項関係）

この条例は、多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例（平成26年多賀城市条例第18号）の施行の日から施行する。

(8) 経過措置（附則第2項関係）

現在の図書館協議会の委員が、図書館運営審議会の委員として委嘱されたとみなし、その任期については、図書館協議会の任期の残任期間と同一とする。

(9) 多賀城市立図書館条例の一部改正（附則第3項関係）

図書館協議会に関する規定を削除する。

図書館運営審議会・図書館協議会比較表

区分	図書館運営審議会	図書館協議会
設置根拠	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例で設置	図書館法第14条第1項の規定に基づき条例で設置
位置付け	教育委員会の諮問機関	館長の諮問機関
所掌事務	① 図書館の運営に関し教育委員会の諮問に応じ調査審議すること。 ② 図書館の運営に関し教育委員会に対し意見を述べること。	① 図書館の運営に関し館長の諮問に応じること。 ② 図書館奉仕につき館長に対して意見を述べること。
委員の人数	10人以内	10人以内
委員の要件	① 学校教育及び社会教育の関係者 ② 家庭教育の向上に資する活動を行う者 ③ 学識経験のある者 ④ 教育委員会が必要と認める者	① 学校教育及び社会教育の関係者 ② 家庭教育の向上に資する活動を行う者 ③ 学識経験のある者
委員の任期	2年。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間	2年。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
組織・会議に関する事項	条例で定める。	条例に基づき教育委員会規則で定める。
審議会の運営	会長が審議会に諮って定める。 (条例の規定に明記)	教育委員会規則の規定に基づき教育長が定める。

【参考】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。
ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○図書館法（昭和25年法律第118号）（抄）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

議案第3号

多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例
に係る処分又は不作為について審査庁を市長に一元化
することに対する意見について

このことについて、別紙のとおり市長から意見を求められたので、
異議ない旨申し出る。

平成28年1月25日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

平成28年1月15日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に係る処分又は不作為
について審査庁を市長に一元化することについて（照会）

平成28年4月1日に施行される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定に基づき、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）及び多賀城市個人情報保護条例（平成9年多賀城市条例第10号）に係る平成28年4月1日以降に貴委員会が行った処分又は同日以降に貴委員会になされた申請に係る不作為に対する審査請求について、次の理由から審査庁を市長に一元化することについて、貴委員会の意見を求めます。

記

<審査庁を市長に一元化する理由>

行政不服審査法の施行に伴い、多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に基づく処分又は不作為に係る審査請求について、市長が審査庁となった場合にのみ審理員による審査手続きが行われ、審査会への諮問がなされるなど市長が審査庁となった場合と他の行政機関が審査庁となった場合とで審査過程が異なることとなるため、この不均衡を是正することにより、同一条例に係る審査請求について市として統一的な取扱いを行うことで、審査請求人にとって公平性・公正性に資すると判断するため

担当：総務部総務課総務企画係

内線：222・223

議案第3号関係資料

多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に係る処分又は 不作為について審査庁を市長に一元化することについて

1 行政不服審査法の全部改正の概要

行政不服審査法は、制定以来50年間にわたり実質的な改正がされてこなかったが、処分に関して国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、時代に即した見直しを実施するため、平成26年に関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、全部改正が行われた。

新しい行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正法」という。）は、平成28年4月1日から施行されることとなる。

<主な法改正点>

①公正性の向上

審理員制度の導入

「誰がどのように審査する」といったことが明確に規定されていない従来の制度では、原処分に関与した職員が審理手続きに従事することもあり得たため、処分に関与していない者が審理することを明確にし、より公平で客観的な判断を行うこととした（市長又は議会が審査庁である場合に限る。）。

第三者機関の設置

第三者視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上させる目的から行政不服審査会（第三者機関）への諮問制度の導入が義務付けられた（市長が審査庁である場合に限る。）。

審査請求人等からの謄写請求可

改正法の施行前には、閲覧のみが認められていた審査請求人及びその関係人から審査庁（審理員）に対しての各種記録・資料について、謄写請求が可能となった。

◎行政不服審査法（抄）

（審査請求をすべき行政庁）

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- (1) 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第百20号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- (2)～(4) 略

（審理員）

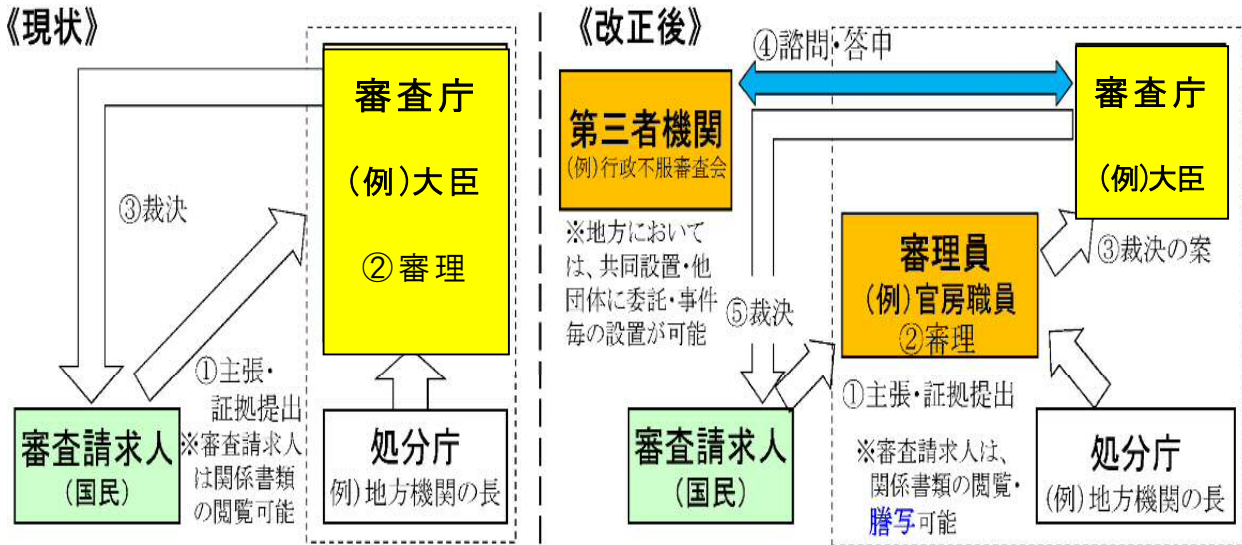
第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている

者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

■公正性の面からの現状と改正後の比較



②使いやすさの向上・③国民の救済手段の充実・拡大

不服申立手続の審査請求への一元化

処分についての不服申立ての場合、基本的に処分庁に上級行政庁があるかどうか、あれば上級行政庁に対する審査請求、なければ処分庁に対しての異議申立てを行うものとされていた従来の制度から異議申立てを廃止し、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとし、不服申立人にとって、不服申立てに関する制度をより分かりやすく簡易なものにすることとした。

審査請求可能期間の延長

審査請求ができる期間を従来の「処分のあった日から60日以内」から「処分のあった日から3か月以内」に延長し、不服申立人の手続きの保障水準を向上させ、より利便性の増進に資することとした。

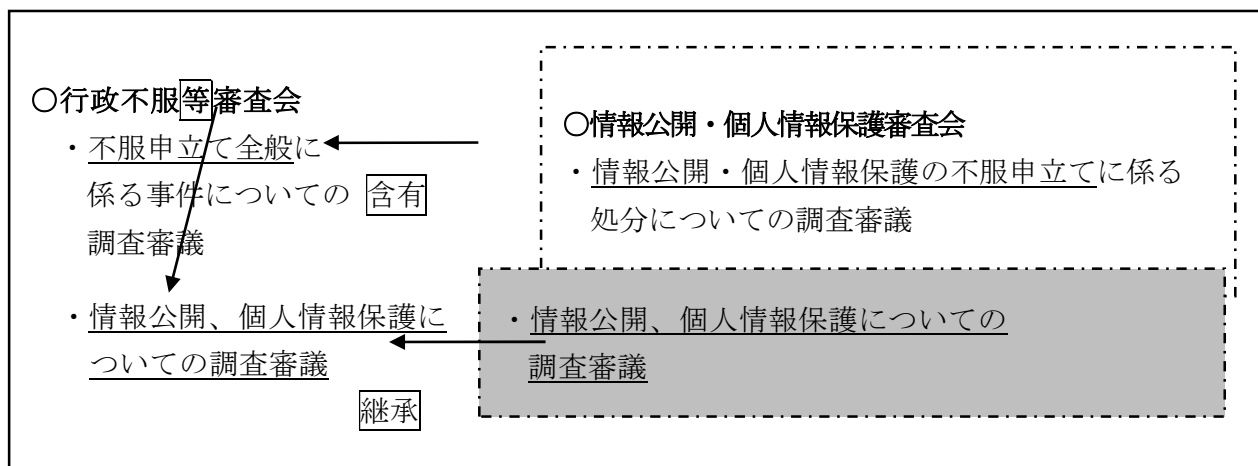
2 多賀城市行政不服等審査会条例等の施行に伴う関係条例の整備概要

(1) 新規制定条例

○ 多賀城市行政不服等審査会条例

- ① 既存の情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務の主たるものは、不服申立てに係る事件についての調査審議であり、一方で、新設する行政不服審査会の所掌事務においても、同様に不服申立てに係る事件についての調査審議であるため、改正法により設置が義務付けられる附属機関については、既存の情報公開・個人情報保護審査会を統合させた上、行政不服等審査会として新規設置します。
- ② 既存の情報公開・個人情報保護審査会が有している所掌事務のうち、不服申立てに係らない部分（個人情報保護条例で実施機関が審査会の意見を聴くこととされている事項の調査審議及び情報公開制度又は個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての実施機関へ建議）については、新審査会の事務として継承させます。
- ③ 現行の情報公開・個人情報保護審査会の委員は、同審査会の適用条件である「情報公開・個人情報保護についての優れた識見」を有していることは当然のことながら、平成27年10月の委嘱の際に、審査会統合を見据え、新たな審査会の委員に必要とされている「法律又は行政について優れた識見」を考慮した上での人選を行っていることから、同委員を引き続き、新たな審査会の委員として委嘱することとし、今後も、「情報公開・個人情報保護・法律・行政についての優れた識見」を有する方を同審査会の委員として委嘱していくこととします。

■ 情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査会へ統合するイメージ図



■第三者機関の設置・運営に係るQA集抜粋（総務省行政管理局行政手続室）

Q 既存の情報公開審査会等と統合することは可能か？

A 改正法第81条において、第三者機関の組織及び運営に関する事項は条例（又は規約）に委ねられており、条例において、情報公開審査会など、既存の他の法律・条例等に基づく事項を処理する附属機関に、合わせてこの法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関（具体的には、改正法第43条第1項の諮問に基づき審査請求事件について調査審議する機関）としての役割を担わせることも妨げられない。

(2) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○多賀城市情報公開条例

○多賀城市個人情報保護条例

審査庁（審査請求人が審査請求を行う対象機関）については、基本的に、処分庁（処分を行った実施機関）が担うこととなりますが、条例に特別の定めを置くことにより、処分ごとに当該審査庁を別に定めることができます。

本市においては、情報公開条例及び個人情報保護条例において当該特別の定めを置き、全ての実施機関が行った情報公開条例及び個人情報保護条例に係る処分について、審査庁を市長に一元化することを予定しています。

■審査庁を市長に一元化する理由

自治法第138条の4に規定する委員会（教育委員会等）と委員（監査委員）（以下「市長以外の者」という。）が審査庁の場合においては、改正法第9条第3号の規定により審理員制度が適用されないこと、また、改正法第43条の規定により行政不服審査会への諮問を義務付けているのは市長が審査庁である場合のみであることから、同一の条例に基づく処分であるのに市長が審査庁となる場合と市長以外の者が審査庁である場合とで審理過程が異なることとなり、また、市長以外の者が審査庁である場合においては、審理員制度の適用及び行政不服等審査会への諮問がなされなくなり、公正性及び公平性の面での問題があると考えます。



そのため、審査庁を市長に一元化し、全ての実施機関において等しい審理手続き、かつ、審理員制度の適用及び行政不服審査会への諮問がなされるようにします。

また、議会は事務局の組織構成及び職員数の都合上、審理員を指名することが大変困難であると想定されますが、審査庁を市長に一元化することにより、市長部局の職員が審理員となって審理手続きを行うことが可能になります。

・実施機関ごとの適用関係整理（審査庁を市長に一元化しない場合）

実施機関	審査庁 (情報公開等)	審査庁 (その他)	審理員 (情報公開等)	審理員 (その他)	審査会 (情報公開等)	審査会 (その他)
市長	市長	市長	○	○	○	○
水道事業者	市長	市長	○	○	○	○
教育委員会等	教育委員会等	教育委員会等	×	×	×	×
議会	議会	議会	△	△	×	×

- ・改正法第9条の規定により審理員制度が適用されない。
 ※監査事務局は教育委員会に同じ（改正法第9条第1項第3号）。

- ・改正法第43条の規定により不服審査会への諮問を義務付けているのは、市長が審査庁である場合のみ。

↓
 審査庁を市長に一元化

・実施機関ごとの適用関係整理（審査庁を市長に一元化した場合）

実施機関	審査庁 (情報公開等)	審査庁 (その他)	審理員 (情報公開等)	審理員 (その他)	審査会 (情報公開等)	審査会 (その他)
市長	市長	市長	○	○	○	○
水道事業者	市長	市長	○	○	○	○
教育委員会等	市長	教育委員会等	○	×	○	×
議会	市長	議会	○	×	○	×

- ・改正法第4条第1項の規定により、情報公開条例等に基づく処分に係る全ての審査請求の審査庁を市長に一元化する。このことによって、改正法第9条第3号（教育委員会及び議会は審理員不要）と第43条（審査会への義務付けは市長のみ）の規定をクリア。全ての実施機関について審理員及び審査会を置くこととなり、等しい運用が行えるようになる。